

議 事 録

令和5年11月10日

開催場所	伊賀市役所本庁2階 202・203会議室	13:30～16:00
会議名	第5回 伊賀市農業委員会総会	
出席者	坂本 森下 玉岡 門口 森田 高田 西田 大田 川口(一) 中原 福岡	
	田中 池町 福地 山本 稲森 西尾 橋本 折戸 喜多 西口 喜久永	
	(計22名)	
	吉岡	
欠席者	藤室 川口(貞)	
事務局	小林 前川 矢野 岡嶋 北田	
議 事		
議 長	定刻になりましたので、只今から伊賀市農業委員会、第5回総会を開催します。	
議 長	それでは、総会の成立報告を事務局に求めます。	
事務局	出席委員は総数23名中22名で、農業委員会等に関する法律による成立要件の過半数に達しております。本総会の成立をご報告いたします。	
議 長	次に、今回の総会日程は本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。	
一 同	異議なし。	
議 長	次に議事録署名者の指名を行いたいと存じます。署名者は、10番の中原委員、11番の福岡委員にお願いします。本総会の会議は、農業委員会等に関する法律第32条の規定により公開することになっていますので、ご承知おきください。	
議 長	それでは、只今より議事に入ります。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を、報告いたします。事務局は説明してください。	
事務局	報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明します。賃貸借の合意解約がなされ、報告件数25件、筆数は田48筆、面積は合計64,783㎡についての通知がありましたので報告いたします。	
議 長	説明が終わりました。ご発言はございませんか。	
議 長	ご発言が無いようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、説明のとおりご承知おきください。	
議 長	続きまして議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第1号No.1～9について、事務局は説明してください。	
事務局	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。総会資料1ページをご覧ください。No.1、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は0aで、11月1日に新規営農面接審査会を行い新規営農者として認められたところです。譲受人はブラジル出身ですが、定住者であるため譲受人の条件として問題はありません。ブラジルで24年間農業を経験し2年前から譲渡人と共同で申請地において耕作をしており、独立したいとの希望があったため、譲り渡すことになりました。申請地に農業用倉庫がありトラクター1台を所有されています。現在、柿、キャッサバ、トウモロコシ等を作付けしており取得後も継続するため、効率的に耕作できると認められます。	

事務局	No.2、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は91aで、取得後は121aとなります。譲受人は平成29年4月7日に設立された農地所有適格法人で、取締役3名を含む構成員4名が常時従事し、青パパイヤやニンニク、桃やリンゴを栽培しています。農機具はトラクター1台、田植え機2台、コンバイン1台、耕運機1台、ユンボ1台を所有されており、取得後は青パパイヤやニンニク、柿を作付けされます。現在申請地は耕作放棄地となっていますが、隣地との境界も確認済みで重機も所有しており、申請地から東に約1.2kmの大内地内の農舎及び空き家も取得したことから通作も問題なく、取得後も効率的に耕作できると認められます。
事務局	No.3、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は2,621aで、取得後2,641aとなります。譲受人は平成8年6月11日に設立された農地所有適格法人で、理事3名を含めた構成員5名が常時従事し、農機具はトラクター3台、田植機1台、農業用車両1台を所有されています。申請地と同じく字森田前で73aの田を所有しており、取得後も効率的に耕作できると認められます。
事務局	No.4、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は388aで、取得後は404aとなります。譲受人の農作業歴は30年で、本人が常時従事されます。農機具はトラクター1台、コンバイン1台、田植え機を1台所有されており、譲受人は令和5年2月から利用権設定にて申請地を借り入れて耕作をしていたため、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.5、詳細は議案書のとおりです。譲受人の耕作面積は3aで、農作業歴は本人が60年、子が15年、子の妻が15年で常時従事されています。農機具は耕うん機を1台所有され、申請地では野菜を耕作されます。申請地は自宅から50m以内で、取得後も効率的に耕作できると認められます。また、本日、依那古地区の農業委員さんは欠席されていますが、10月26日に関係者一同で現地立会を行い、現在も譲受人が管理しており問題がないとの意見を頂いています。
事務局	No.6、詳細は議案書のとおりです。譲受人の耕作面積は11aで、農作業歴は本人が55年、妻が20年、子が25年で常時従事されています。農機具はトラクターを2台、コンバインを1台、田植機を1台所有され、申請地では水稻を耕作されます。申請地は自宅から1kmで、取得後も効率的に耕作できると認められます。また、現在、比自岐地区の農業委員さんは欠員となっていますが、10月30日に農地利用最適化推進委員さんと関係者一同で現地立会を行い、申請地は以前から譲受人が耕作しており推進委員さんに問題がないとの意見を頂いています。
事務局	No.7、詳細は議案書のとおりです。譲受人の耕作面積は33aで、農作業歴は本人が10年で常時従事されています。農機具は耕うん機を1台所有され、申請地では玉ねぎ、なす、白菜等の野菜を耕作されます。申請地は自宅から1kmで、取得後も効率的に耕作できると認められます。
事務局	No.8、詳細は議案書のとおりです。譲受人の耕作面積は226aで親子間の贈与であり、農作業歴は本人が35年、父が35年、母が31年で常時従事されています。農機具はトラクターを2台、コンバインを1台、田植機を1台所有され、申請地では水稻を耕作されます。申請地は自宅から500mで、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.9、詳細は議案書のとおりです。譲受人の耕作面積は1,777aで、農作業歴は本人が15年で常時従事されています。農機具はトラクターを3台、コンバインを1台、田植機を1台所有され、申請地では水稻を耕作されます。申請地は自宅から1kmで、取得後も効率的に耕作できると認められます。
議長	只今の説明に関連して、花之木地区、花垣地区、河合地区、柘植地区、壬生野地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
門口委員	No.1、No.2について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。

中原委員	No.3について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
福地委員	No.4について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。合意解約した後の売買であり、特に問題はございません。
福岡委員	No.7について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
池町委員	No.8、No.9について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.1～9について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	議案第1号No.1～9について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.1～9については、原案のとおり許可することに決定しました。
議 長	続きまして議案第1号No.10～17について、事務局は説明してください。
事務局	No.10、申請内容については総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積が無く、現地立会時に面談を行いました。服部町の農地で、きゅうり・大根等を耕作し、自家消費します。また取得後の耕作面積は2aとなります。農機具は耕運機・草刈機を所有され、申請地まで車で10分と近く、取得後も効率的に耕作できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。
事務局	No.11、申請内容については総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積が無く、現地立会時に面談を行いました。土橋の農地で、さつまいもや落花生を耕作し、自家消費します。取得後の耕作面積は3aとなります。農作業歴は本人が1年、夫が6年常時従事されています。農機具は耕運機を所有されており、申請地まで車で14分と近く、取得後も効率的に耕作できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。
事務局	No.12、申請内容については総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は68aで取得後の耕作面積は125aとなります。農作業歴は本人が30年、妻が10年農業に従事しており問題ありません。農機具は、田植え機1台、トラクター1台、コンバイン2台、耕耘機1台、農業用ドローンを1台所有されており、取得後は水稻・野菜を耕作されます。申請地も自宅の近隣であり、以前から譲受人が耕作されており、取得後も効率的に耕作できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。
事務局	No.13、申請内容については総会資料のとおりです。営農型太陽光発電設備設置に伴う親子間での地上権の設定です。設定期間は3年間で、営農には支障なく、また周辺農地や作物にも影響はありません。議案第3号No.27についても同様の内容であり、一時転用については、議案第3号で報告致します。
事務局	No.14、申請内容については総会資料のとおりです。取得後の耕作面積は272aとなります。農作業歴は本人が40年農業に従事しており問題ありません。農機具は、田植え機1台・トラクター2台・コンバイン1台を所有され、取得後は水稻を耕作されます。譲受人が以前から耕作されており、また周辺農地も多数耕作されていることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。

事務局	No.15、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人は、農作業用に、耕運機と草刈機を所有しています。売買による取得で、取得後は畑地利用で野菜を作付けされます。新規営農ですが面積が小さく家庭菜園として利用されます。譲受人の住所は大阪市になっていますが、病院の通院のため一時的に住所を移しており、治癒されたら申請農地に隣接する自宅に戻る予定です。
事務局	No.16、申請内容については総会資料のとおりです。譲渡人と譲受人は親子関係にあり、贈与により所有権を移転したいとの申請です。申請地は、名阪国道上野インターチェンジから北西に約500mの位置にあり、譲受人の自宅からは約5kmの距離にあります。譲受人の取得後の耕作面積は約705aとなり、約620aで水稻を、約83aで各種の野菜を耕作しています。農業従事については、譲受人のほか、年間で約200人の雇用をしています。譲受人が所有している農機具は、コンバイン1台、田植機1台、トラクター1台、乾燥機1台となっています。申請地においては、野菜を栽培される予定です。父から子へ少しずつ贈与をしていく予定と伺っており、所有権移転となりましても、引き続いて効率よく管理できるものと判断します。
事務局	No.17、申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、正月堂から北へ約500mの位置にあり、譲受人が購入された居宅周辺にあります。譲受人は、農業経験がなく、田4筆については、農業振興地域内の農用地であるため、11月1日に新規営農面接審査を行い、優良農地における耕作意欲が確認されたことから、審査結果は「可」となりました。譲受人は、当面の間はセカンドハウスとして週末を中心とした利用となりますが、将来的に移住する計画と伺っています。申請地においては、果樹・野菜・花卉類を耕作する予定で、収穫物はすべて自家消費されるということです。農機具については、耕運機を1台購入予定で、草刈機は譲渡人から2台を借り受け、ご主人とともに、年間で約100日の従事を予定しています。申請地の北西は山に面しており、獣害を危惧されており、周辺住民の意見を聞きながら、獣害対策をしっかり行っただうえで耕作していきたいということです。農地の購入にあたり、早くから坂本会長に地域のことや農業に関すること等を相談され、今後も会長及び農地利用最適化推進委員2名が指導されると伺っていることから、農地として効率よく管理できると判断します。
議 長	只今の説明に関連して府中地区、山田地区、阿波地区、阿保地区、久米地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。島ヶ原については、私から説明します。
高田委員	No.10、No.11について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。No.11については、空き家バンクで農地も購入しており、特に問題はございません。
西尾委員	No.12からNo.13について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。No.12については以前から譲受人が草刈り等管理しており、またNo.13については3年に一度の更新であり、特に問題はございません。
橋本委員	No.14について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。譲渡人が高齢で管理できないため、特に問題はございません。
折戸委員	No.15について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
玉岡委員	No.16について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
坂本委員	No.17について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。田で野菜を耕作し、また農業に意欲のある方ですので、特に問題はございません。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.10～17について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	議案第1号No.10～17について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.10～17については、原案のとおり許可することに決定しました。
議 長	続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第2号No.1～2について、事務局は説明してください。
事務局	議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について説明します。総会資料7ページをご覧ください。No.1、詳細は議案書のとおりです。申請地は阿山支所から北東へ約500mに位置し、令和5年8月28日付で農振農用地区域内の農用地の除外がされ、周囲の状況からいずれの農地区分にも該当しない第2種農地として判断します。施設の概要は、すでに昭和55年から1,175㎡のうち946.35㎡を自身の経営する電気工事会社の事務所および物置、資材置場として利用しており、この度残りの農地を作業ごみ・鉄くず置場及び作業車両駐車場1台分として利用する内容で、顛末書が提出されております。申請人の自宅に隣接する土地で代替地もなく、今回の転用はやむをえないものと考えられます。取水はなく排水は雨水のみで申請地の西側の既設排水路に放流します。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.2、申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、友生神社から北西に約50mに位置しています。申請地は、土地改良法による換地処分にはなっていませんが、農業振興地域内の農用地であったため、8月28日付けで農用地の除外を行い、この度の申請となりました。農地区分としては、周囲の状況から第2種農地と判断します。申請地は昭和40年頃から宅地への進入路としてコンクリート舗装を行い利用されていることから、顛末書を添付しての申請となっており、今回の転用はやむを得ないものと判断します。雨水排水については、既設水路に放流しています。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は申請者が責任を持って解決することとなっています。また、隣接所有者等に事業説明を行い、了承を得ていることから、転用について問題ないものと判断します。
議 長	只今の説明に関連して、河合地区、友生地区担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
福地委員	No.1について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
大田委員	No.2について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。
一 同	異議なし。
議 長	議案第2号No.1～2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」No.1～2は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議 長	続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第3号No.1～10について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局	議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。総会資料8ページをご覧ください。No.1、詳細は議案書のとおりです。申請地は名阪国道大内インターチェンジから北に約1.8kmに位置し、譲受人の経営する既存の特別養護老人ホームに隣接する土地で、令和5年3月29日付で農振農用地区域内農用地の除外がされ、周囲の状況から第1種農地と判断します。第1種農地の転用許可条件である既存事業施設13,415㎡の1/2を超えない拡張に該当します。施設の概要は、特別養護老人ホームの新築および駐車場51台分として利用する計画です。申請法人の社会福祉法人〇〇は、昭和27年5月30日に設立され、特別養護老人ホームの経営等の福祉事業に関する事業を行っています。土地造成は、隣接する既設施設の高さに合わせて盛土をし隣接農地との境界に擁壁を設けます。雨水は敷地内にU字溝を設置し集水桝より申請地南側の既設水路に放流します。汚水は西側道路の集落排水埋設管に接続し放流します。他法令について、開発許可申請が提出されています。資金計画については、残高証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。以上の内容から今回の転用はやむをえないものと考えられます。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済で、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.2、詳細は議案書のとおりです。申請地は、古山郵便局から北に約400mに位置し、周囲の状況から第2種農地と判断します。施設の概要は譲受人の実家の進入路および庭で、平成年月日不詳よりすでに利用されていたため、顛末書が提出されています。土地はすでに整地され、雨水は南側既設水路にて放流しています。以上の内容から今回の転用はやむをえないものと考えられます。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済で、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.3、詳細は議案書のとおりです。申請地は、古山地区市民センター北に約400mに位置し、周囲の状況から第2種農地と判断します。施設の概要は譲受人のお寺の参拝者および墓地の来訪者用の駐車場8台分で、平成10年月日不詳よりすでに利用されていたため、顛末書が提出されています。譲受人のお寺および墓地に隣接する土地で、すでに整地され、雨水は南側既設水路にて放流しています。以上の内容から今回の転用はやむをえないものと考えられます。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済で、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.4、詳細は議案書のとおりです。申請地は、伊賀市役所阿山支所から南西に約1.2kmに位置し、周囲の状況から第2種農地と判断します。施設の概要は譲受人の事業用倉庫、資材置場、駐車場2台分および転回場として利用する計画です。事業用倉庫については平成10年に譲り渡し人が農業用倉庫を建築したものを用途変更しそのまま利用する形です。申請法人の有限会社〇〇は、平成4年12月18日に設立され、土木工事の設計、施行および請負に関する事業を行っています。資材置場および転回場については、整地のみ雨水排水は自然浸透と敷地内に素掘り側溝を設定し南側既設水路に放流します。倉庫敷地、駐車場については砂利敷きをし、U字溝を設置し集水桝より申請地東側の既設水路に放流します。資金計画については、残高証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。以上の内容から今回の転用はやむをえないものと考えられます。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済で、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.5、詳細は議案書のとおりです。申請地は、鞆田地区市民センターから西に約1.1kmに位置し、周囲の状況から第2種農地と判断します。施設の概要は借人の居宅1棟を新築する計画です。貸人は借人の祖父に当たります。土地造成は西側に接する道路の高さまで約60cmの盛土をし隣接との境界に擁壁を設置します。雨水は隣接する祖父の所有地であるため池に放流し、汚水は西側道路に埋設された集落排水管に接続します。資金計画については、残高証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。以上の内容から今回の転用はやむをえないものと考えられます。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済で、周辺の農地に対して支障はありません。

事務局	No.6、詳細は議案書のとおりです。申請地は比自岐地区市民センターから南東へ200m程に位置し、第2種農地と判断します。申請地は、譲受人が役員を務める株式会社〇〇の工場及び倉庫の進入路としてアスファルト舗装し、平成4年から利用していたことから顛末書を添付しての申請となっており、農地に戻すことも困難であるため今回の転用はやむを得ないと判断します。取水はなく、排水は雨水のみで、既設排水路へ放流する計画です。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.7、詳細は議案書のとおりです。申請地は比自岐地区市民センターから南東へ200m程に位置し、第2種農地と判断します。申請地は、譲受人が役員を務める株式会社〇〇の隣接地にあり、現在の敷地が手狭なことから農機具・農業用の資材置場として利用するために譲渡人に申し出たところ了承したものであり、今回の転用はやむをえないと判断します。工事計画は許可日から令和6年2月20日までの計画で、土地造成は1mの盛土を行いアスファルト舗装し、取水はなく、排水は雨水のみで、新設排水路を設置して既設排水路へ放流する計画です。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.8、詳細は議案書のとおりです。申請地は比自岐地区市民センターから南東へ200m程に位置し、第2種農地と判断します。申請地は、譲受人の自宅の隣接地にあり、新築した自宅の自家用駐車場として利用するために譲渡人に申し出たところ了承したものであり、今回の転用はやむをえないと判断します。工事計画は令和5年12月1日から令和5年12月20日までの計画で、土地造成は整地のみ、取水はなく、排水は雨水のみで、新設水路を設置して既設水路へ放流する計画です。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。また、No.6～No.8につきまして、現在、比自岐地区の農業委員さんは欠員となっていますが、10月30日に農地利用最適化推進委員さんと関係者一同で現地立会を行い、推進委員さんに問題がないとの意見を頂いています。
事務局	No.9、詳細は議案書のとおりです。申請地は名阪国道下柘植インターから東へ1.2kmほどに位置し、周囲の状況から第2種農地と判断します。申請地は、圃場整備されていない生産性の低い農地で長年休耕地となっており、譲受人所有地の隣接地にあることから、伊賀管内での事業拡大に伴う建設業用の資材置場として利用するために譲渡人に申し出たところ了承したものであり、今回の転用はやむを得ないと判断します。工事計画は、令和5年12月20日から令和5年12月27日までの計画です。土地造成は自社所有地の高さまで盛土を行い、周囲に小堤を設け土砂の流出を防止し、取水はなく、排水は雨水のみで、自然浸透する計画です。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.10、詳細は議案書のとおりです。申請地は名阪国道御代インターから北西へ700mほどに位置し、土地改良事業の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地となりますが、既存施設の駐車場の拡張であり、令和5年8月28日に農用地区域から除外され、また既存施設の敷地面積11,343.22㎡の1/2を超えないことから問題はなく、今回の転用はやむを得ないと判断します。工事計画は許可日から令和6年1月20日までの計画です。土地造成は盛土整地で、アスファルト舗装をして土砂等の流出を防止し、取水はなく、排水は雨水のみで、雨水は既設水路へ放流する計画です。区や土地改良区、水利組合、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、長田地区、古山地区、河合地区、鞆田地区、西柘植地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
門口委員	No.1について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
中原委員	No.2、No.3について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。No.2については実家の敷地内にあり、また、No.3については以前から駐車場であり、特に問題はございません。
福地委員	No.4について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。

山本委員	No.5について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。使用借人が実家に戻り家を建てるため、特に問題はございません。
田中委員	No.9、No.10について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。
議 長	ご意見ありませんか。ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.1～10について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	議案第3号No.1～10について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」No.1～10は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議 長	続きまして、議案第3号No.11～25について、事務局は説明してください。
事務局	No.11、No.12は譲受人が同一で申請地が全て近隣ですので併せて説明させていただきます。申請内容については総会資料のとおりです。申請地は新居地区市民センターから西へ100mほどで、周囲の状況から第2種農地と判断します。申請地は基盤整備されていない狭小な農地であることから、太陽光発電施設として活用するというので、今回の転用はやむをえないものと考えられます。工事計画は許可日から令和6年7月1日までの計画です。土地造成は整地のみで、取水はなく排水は雨水のみで、自然浸透する計画です。太陽光パネルを合計で384枚設置し、フィット法によらない太陽光発電施設になっております。地元地区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.13、申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、伊賀鉄道新居駅から北東へ約300mに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていることから第3種農地と判断します。申請地は宅地に囲まれており、また市街化の傾向が著しい区域内にあることから、今回の転用はやむをえないものと考えられます。工事計画は許可日より令和6年3月31日までの計画です。土地造成は土砂の流出、堆積を生じさせないよう地盤固めをしっかりと行います。取水は公共上水道を利用、汚水・雑排水は合併浄化槽に集水し、道路埋設管へ放流、雨水は既設側溝へ放流する計画です。地元地区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.14、No.15は譲受人が同一ですので併せて説明させていただきます。申請内容については総会資料のとおりです。申請地は三田地区市民センターからNo.14は南へ200m、No.15は北東へ500mに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていることから第3種農地と判断します。申請地は基盤整備されていない不整形な農地であることから、太陽光発電施設として活用するというので、今回の転用はやむをえないものと考えられます。工事計画は許可日から令和6年2月末日までの計画です。土地造成は整地のみで、取水はなく排水は雨水のみで、自然浸透する計画です。太陽光パネルを合計で440枚設置し、フィット法によらない太陽光発電施設になっております。地元地区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。

事務局	No.16からNo.24は譲受人が同一で申請地が全て近隣ですので併せて説明させていただきます。申請内容については総会資料のとおりです。申請地は三田地区市民センターから南東へ900mほどで、周囲の状況から第2種農地と判断します。申請地は、50kW以上の大規模発電が不可能な場所で、9件全て50kW未満の小さな発電で個々にフェンスを設置します。また、県・市の関係部局に申請並びに届出、関係法令等の確認や留意事項、譲受人等に果たしていただきたい事項をお願いしています。譲渡人は高齢で今後農業ができず、不整形な生産性の低い農地であること、また、近隣も太陽光発電施設が設置されていることで、今回の転用はやむをえないものと考えられます。工事計画は許可日から令和6年1月末日までの計画です。土地造成は整地のみで、取水はなく排水は雨水のみで、自然浸透及び既設排水路へ放流する計画です。太陽光パネルを合計で1,366枚設置し、フィット法によらない太陽光発電施設になっております。地元地区や水利組合、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.25、申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、三田地区市民センターから北西に200mに位置する農地で、周囲の状況から第2種農地と判断します。申請地は基盤整備されていない狭小な農地であることから、太陽光発電施設として活用するということで、今回の転用はやむをえないものと考えられます。工事計画は許可日より令和6年2月29日までの計画です。取水はなく排水は雨水のみで自然浸透及び南東の既設排水路へ放流する計画です。太陽光パネルを138枚設置、地元地区や水利組合、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、新居・三田地区担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
森田委員	No.11からNo.25について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。No.16～No.24については、譲渡人が高齢で近隣も太陽光が出来ており、特に問題はございません。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。
西田委員	No.16からNo.24は大規模な太陽光ですが、県や市の届出や事前協議は終わっていますか。
事務局	県の関係部局への申請や届出、市の建設管理課への事前協議を既にしておりますので、問題ありません。
議長	ご意見ありませんか。ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.11～25について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第3号No.11～25について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」No.11～25は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議長	続きまして、議案第3号No.26～32について、事務局は説明してください。
事務局	No.26、申請内容については総会資料のとおりです。申請地は名阪国道一之宮ICから西へ300m以内に位置し、周囲は工場や小売店等が立地し、市街地化の傾向が著しい区域内であるため第3種農地と判断します。申請地は基盤整備されていない不整形な農地であることから、太陽光発電施設として活用するということで、今回の転用はやむをえないものと考えられます。工事計画は許可日から令和6年3月31日までの計画です。土地造成は整地のみで、取水はなく排水は雨水のみで、自然浸透及び北西の既設排水路へ放流する計画です。太陽光パネルを180枚設置し、フィット法によらない太陽光発電施設になっております。地元地区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。

事務局	No.27、申請内容については総会資料のとおりです。議案第1号No.13についても同様の内容であり、転用面積は1,968㎡のうち1.32㎡です。20センチ角の支柱を33本設置されており、その合計面積が1.32㎡となります。申請地は、日本精工硝子三重工場のすぐ西側で、甲野地区の最も東側にある圃場整備田であり、農振農用地に該当します。事業概要は、営農型太陽光パネルを設置する際の支柱部分を一時転用するというものです。営農型太陽光発電設備設置の一時転用については、許可の期間は最長3年であり、期間が満了となったことによる継続申請となります。当該農地では、許可期間の3ヵ年において、毎年飼料米(ゆめあおば)が耕作されており、年度末にその年度の収穫状況の報告を受け、営農が適切に継続されていることが確認できており、次の許可期間においても適切な営農の確保が見込まれます。また、事業期間が満了になった際は、所有者によって直ちに本件農地を原状回復する旨の復元計画書とその資金証明も添付されていることから、確実に農地に復元されるものと考えます。太陽光パネル施設の現状及び下部の営農状態に変更はなく、再度一時転用することにより、周辺地域の農業に対して支障はありません。
事務局	No.28、申請内容は総会資料のとおりです。申請地は、国道163号線、川北の信号から南へ400mほどの農地で、周囲の状況から農振地域内農地と判断します。今回の一時転用は、令和4年5月総会で許可されましたグランピング用ウッドテラスとして利用する面積それぞれ25㎡を除いた面積です。水稻を耕作しない許可日から令和6年3月30日までの期間で、インターネットで募集し、それぞれの農地に最大単身用5張り、家族用5張りを張る予定で、テントを固定するために農地に留め具を打ち込むものです。取水は無く、食事、トイレ、水廻りが必要な場合は、歩いて30mほどにある譲受人が経営するレストランを使用し、農地には影響はありません。区や隣接する土地所有者、水利組合には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.29、No.30は関連性がありますので併せて説明させていただきます。申請内容については総会資料のとおりです。施設の概要は、No.29は来客用駐車場、No.30は自家用駐車場として利用するものです。申請地は奥馬野集会所から北東へ300mに位置し、周辺は小規模な農地集団であることから第2種農地と判断します。譲受人は親子関係であり申請地は基盤整備されていない不整形な農地であることから、No.29の会社のペットショップの来客用駐車場及びNo.30の自家用駐車場として活用するというので、今回の転用はやむをえないものと考えられます。工事計画は許可日から令和5年12月28日までの計画です。土地造成は整地のみで、取水はなく排水は雨水のみで、自然浸透及び既設排水路へ放流する計画です。地元地区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.31、申請内容は議案書のとおりです。申請地は、猪田郵便局から北へ約100mに位置しています。周囲を宅地、畑で囲まれ、基盤整備されていない狭小な農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、申請人の自宅への進入路です。このような申請内容で、今回の転用はやむをえないと考えられます。取水はなく排水は雨水のみで自然浸透させます。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.32、申請内容は議案書のとおりです。申請地は、(旧)水資源開発公団事務所の東に隣接しています。周囲を宅地、田で囲まれ、基盤整備されていない狭小な農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、太陽光発電です。このような申請内容で、今回の転用はやむをえないと考えられます。取水はなく排水は雨水のみで自然浸透させます。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、府中地区、山田地区、布引地区、猪田地区、阿保地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
高田委員	No.26について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
西尾委員	No.27について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
橋本委員	No.28～No.30について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。No.28については、冬場だけ農地を活用することで、特に問題はございません。

川口委員	No.31について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
折戸委員	No.32について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。
議 長	ご意見ありませんか。ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.26～32について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	議案第3号No.26～32について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」No.26～32は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議 長	続きまして、議案第3号No.33～40について、事務局は説明してください。
事務局	No.33です。申請内容については総会資料のとおりです。所在地は、平野北谷となっておりますが、管轄の地区名は上野地区ではなく小田地区になります。申請地は、旧伊賀市役所から北へ約700mに位置しており、用途地域であることから第3種農地となります。譲受人は、土木建築業等を営んでおり、申請地においては、建設業用の資材置き場として、上水道の配管資材や砕石、砂等を置く予定です。土地造成は道路の高さまで土を入れて、砂利敷きをします。雨水については、敷地内に勾配を設け、敷地内に設置する水路を経由して、北側の既設水路に放流します。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は譲受人が責任を持って解決することとなっております。隣接所有者等に事業説明を行い、了承を得ていることから、転用について問題ないものと判断します。
事務局	No.34です。申請内容については総会資料のとおりです。所在地は、No.33と同様に管轄の地区名は小田地区になります。申請地は、旧伊賀市役所から北へ約800mに位置しており、用途地域であることから第3種農地となります。申請地の東側の隣接地については、7月の総会案件により許可を受けたところですが、当該地は賃貸借権が設定されていたため、お米を収穫した後に、1ページの農地法第18条第6項のNo.1により賃貸借の合意解約を行い、今回の申請となりました。前回の申請では譲受人2者が共同経営して申請地周辺の事業所の従業員等が利用する貸し駐車場として52台分という計画でしたが、増設することによって、34台分追加し、合計で86台分となる計画です。申請地の近隣には事業所が多くあり、駐車場としての需要が高いことが見込まれるため、今回の転用はやむを得ないものと判断します。土地造成は1m以内の土砂で盛土を行い、砂利敷きをします。雨水については、敷地内に勾配を設け、敷地内に設置する水路を経由して、北側の既設水路に放流します。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は譲受人が責任を持って解決することとなっております。隣接所有者等に事業説明を行い、了承を得ていることから、転用について問題ないものと判断します。
事務局	No.35です。申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、伊賀市役所から約200m西に位置する農業振興地域内の農用地区域内農地です。市が発注した水道管布設工事に伴う資材等の仮置き場を目的とする一時的な利用に供するものです。以前にも別事業で工事用の仮置き場として一時転用したこともあり、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要と判断します。土地造成については整地を行い、砂利敷きにします。申請地内に表土を山積み農地への復元のために残します。取水はなく、雨水については自然浸透です。また、敷地の外周をネットで囲い、安全面にも配慮するとのことです。賃貸借契約書には、原状回復後返還すると記されており、工事終了後は確実に農地に復元されるものと考えます。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は賃借人が責任を持って解決することとなっております。隣接農地所有者等に事業説明を行い、了承を得ていることから、一時転用について問題ないものと判断します。

事務局	N0.36、No.38、No.39は、同一事業者によるそれぞれ独立した太陽光発電施設の設置となります。まずは、No.36の第3発電所を説明します。申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、三重県広域防災拠点伊賀拠点(旧三重県立上野農業高等学校)から南東に約900mに位置しており、周囲の状況から第2種農地と判断します。申請地の現状は、耕作放棄地となっており、所有者は今後も農地として活用していくことは困難であることから、今回の転用はやむを得ないものと考えます。土地造成については整地のみで、雨水については、申請地の南側の既設水路に放流します。工事計画としては、境界から1m以上の間隔をあけて四方にフェンスを設置して安全を確保し、フェンス内には太陽光パネルを935枚設置します。工事期間は、許可日から令和6年11月30日までの予定となっています。関係法令としては、所管する建設管理課には相談済みで、申請地は1,000㎡以上となりますので、「伊賀市太陽光発電設備に関する指導要綱」第8条の規定に基づき、既に「太陽光発電設備設置に関する届出書」を提出していることを確認しています。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は譲受人が責任を持って解決することとなっております。隣接農地所有者等に事業説明を行い、了承を得ていることから、転用について問題ないものと判断します。
事務局	次にNo.37です。申請内容については総会資料のとおりです。申請地はNo.36の東側に隣接し、周囲の状況から、第2種農地と判断します。申請地の現状はNo.36と同様に耕作放棄地となっており、所有者は、今後農地として活用していくことは困難であることから、今回の転用はやむを得ないものと考えます。施設の概要は、太陽光発電施設への幅約2mの通路とその周辺に4台分の管理用駐車場を設置します。土地造成については整地のみで、雨水については、自然浸透にて処理します。工事期間は、周辺の太陽光発電施設に合わせて、許可日から令和6年11月30日までの予定となっています。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は譲受人が責任を持って解決することとなっております。隣接農地所有者等に事業説明を行い、了承を得ていることから、転用について問題ないものと判断します。
事務局	次にNo.38の第2発電所です。申請内容については総会資料のとおりです。申請地はNo.37の東側に隣接し、周囲の状況から第2種農地と判断します。申請地の現状は、こちらも同様に耕作放棄地となっており、所有者は今後農地として活用していくことは困難であることから、今回の転用はやむを得ないものと考えます。土地造成については整地のみで、雨水については申請地の南側の既設水路に放流します。工事計画としては、境界から1m以上の間隔をあけて四方にフェンスを設置して安全を確保し、フェンス内には太陽光パネルを1,134枚設置します。工事期間は、許可日から令和6年11月30日までの予定となっています。関係法令としては、これも同様に所管する建設管理課には相談済みで、申請地は1,000㎡以上となりますので、「伊賀市太陽光発電設備に関する指導要綱」第8条の規定に基づき、既に「太陽光発電設備設置に関する届出書」を提出していることを確認しています。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は譲受人が責任を持って解決することとなっております。隣接農地所有者等に事業説明を行い、了承を得ていることから、転用について問題ないものと判断します。
事務局	続いて、No.39の第1発電所です。申請内容については総会資料のとおりです。申請地はNo.36から西に約100mに位置しており、周囲の状況から第2種農地と判断します。申請地の現状はこれまでと同様に耕作放棄地となっており、所有者は今後農地として活用していくことは困難であることから、今回の転用はやむを得ないものと考えます。太陽光発電施設用地の土地造成については、整地のみで、雨水については、既設水路に放流し、1957番全てを活用する貯水池では、降水量の多いときに太陽光発電施設用地からの雨水を貯めて自然浸透させます。太陽光発電施設の工事計画としては、境界から1m以上の間隔をあけて四方にフェンスを設置して安全を確保し、フェンス内には太陽光パネルを1,068枚設置します。工事期間は、許可日から令和6年11月30日までの予定となっています。関係法令としては、「伊賀市太陽光発電設備に関する指導要綱」第5条の規定に基づき、転用面積が5,000㎡以上であるため、所管する建設管理課とは事業計画及び雨水排水対策等の協議済みで、それに基づいた申請となっています。また、申請地は1,000㎡以上ですので、同要綱第8条の規定に基づき、既に「太陽光発電設備設置に関する届出書」を提出していることを確認しています。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は譲受人が責任を持って解決することとなっております。隣接農地所有者等に事業説明を行い、了承を得ていることから、転用について問題ないものと判断します。

事務局	11ページをご覧ください。No.40です。申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、友生神社から道路をはさんですぐ北側に位置しており、7ページの4条のNo.2の申請地南側に隣接しています。申請地は、4条と同様に土地改良法による換地処分にはなっていませんが、農業振興地域内の農用地であったため、8月28日付けで除外を行い、この度の申請となりました。農地区分としては、周辺の状況から第2種農地と判断します。譲渡人と譲受人は、親子関係にあり、申請地を贈与して居宅1棟を新築されます。土地造成については、隣接する道路と同じ高さになるように盛土をし整地を行います。取水は西側の市道に埋設されている上水道を引込み、汚水・雑排水は既設の下水管に、また、雨水については、敷地内に設置する水路を経由して南側の既設の側溝に放流します。転用面積456㎡に対して建築面積は101.02㎡で建ぺい率は22.15%となり、適正な建ぺい率の22%をクリアしており問題はありません。工事期間は、許可日から令和6年7月31日までの予定です。事業計画については問題なく、万一周辺農地等へ被害を及ぼした場合は譲受人が責任を持って解決することとなっています。隣接農地所有者等に事業説明を行い、了承を得ていることから、転用について問題ないものと判断します。
議 長	只今の説明に関連して、小田・久米地区、中瀬地区、友生地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
玉岡委員	No.33からNo.35について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
西田委員	No.36からNo.39について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
大田委員	No.40について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。親子間の申請であり、特に問題はございません。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。
議 長	ご意見ありませんか。ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.33～40について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	議案第3号No.33～40について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」No.33～40は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議 長	続きまして、議案第4号「事業計画変更申請について」を議題とします。議案第4号No.1について、事務局は説明してください。
事務局	議案第4号事業計画変更申請について説明します。総会資料12ページをご覧ください。No.1、申請内容は議案書のとおりです。申請地は、近鉄青山町駅の北へ約500mに位置しています。一時転用の目的は、田をかさ上げして畑地化し、栗を植えようとするものです。計画の変更部分は、期間の延長です。令和2年9月28日から令和5年9月27日まででしたが、令和7年9月27日まで2年間延長したいとの申請です。その他は変更ありません。コロナ禍で重機のオペレーターが集めにくかったこと、公共工事が予定通り進まず、土が発生しなかったことなどが理由です。このような申請内容で、今回の計画変更はやむをえないと考えられます。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
議 長	只今の説明に関連して、阿保地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
折戸委員	No.1について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。
議 長	議案第4号No.1について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第4号「事業計画変更申請について」No.1は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議 長	続きまして、議案第5号「非農地証明下付願について」を議題とします。議案第5号No.1～2について、事務局は説明してください。
事務局	議案書13ページをご覧ください。議案第5号非農地証明下付願についてご説明します。No.1、詳細は議案書のとおりです。場所は、阿山支所の南東約150mに位置する土地で、周囲の状況から第2種農地と判断します。当該農地は、昭和43年に車庫、昭和47年に物置を建築し現在も利用していることから、当該地を農地に戻すことは困難で、非農地として問題はないと判断します。
事務局	No.2、申請内容については総会資料のとおりです。場所は、旧伊賀市立諏訪保育所から北東へ500mに位置する土地で、周囲の状況から第2種農地と判断します。当該農地は、建物の平面図及び現地立会より昭和52年に居宅を建築したことを確認しており、当該地を農地に戻すことは困難で、非農地として問題はないと判断します。
議 長	只今の説明に関連して、河合地区、諏訪地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
福地委員	No.1について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。農地に復元するのは無理なため、特に問題はございません。
森田委員	No.2について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第5号No.1～2について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	議案第5号No.1～2について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第5号「非農地証明下付願について」No.1～2は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議 長	続きまして、議案第6号『伊賀市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」』を議題とします。議案第6号について事務局は説明してください。
事務局	説明
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第6号について、原案のとおりとすることに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、議案第6号『伊賀市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」』は原案のとおり証明することに決定しました。
議 長	続きまして、議案第7号「農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局は説明してください。
事務局	総会資料19ページをご覧ください。議案第7号農用地利用集積計画についてご説明します。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、伊賀市長より農用地利用集積計画の決定を求められております。利用権設定が、新規設定20件、再設定11件で、田108筆、畑3筆。計画面積は合計141,345.51㎡です。 (利用権全体説明)

	No.522、〇〇さんにつきましては、11月1日に新規営農面接審査会を行い新規就農者として認められました。実家が兼業農家で幼いころから手伝いの経験があり、3年前に勤めていた会社を退社し、知人のついでで農地所有適格法人である株式会社〇〇に入社し2年間の研修を得た方です。この度〇〇を退社して利用権設定により農地を取得し独立する次第です。貸人は〇〇さんの親せきでこの度高齢につき離農することとなったため、農機具および格納庫は貸人のものを利用します。 No.540から547、株式会社〇〇さんにつきましても、11月1日に新規営農面接審査会を行い新規就農者として認められました。令和3年に設立された法人で代表取締役の実家が中友生にあります。代表は2010年に農業を開始し、地元である中友生の担い手になりたいが、個人だと自身の代で途切れてしまうとの思いから、担い手が途切れないよう後継者となる若手を育成するために法人を設立しました。農作業の常時従事者は取締役を含め3名で、農機具および保管庫は貸人との共同利用をします。また代表の〇〇さんはNo.537、538の利用権設定のとおり、個人ではいちごの栽培もしています。 農地売買事業について説明致します。総会資料50ページをご覧ください。整理番号553、所有権の移転を受けるものは西明寺の〇〇さん、所有権を移転するものは松阪市の公益財団法人三重県農林水産支援センター代表理事 村上亘さん、所有権を移転する土地は西明寺地内の田1筆、面積は960㎡です。農地売買等事業により引き渡しを行う日は令和5年12月5日を予定しています。 整理番号554、所有権の移転を受けるものは松阪市の公益財団法人三重県農林水産支援センター代表理事 村上亘さん、所有権を移転するものは小田町の〇〇さん、所有権を移転する土地は服部町地内の田1筆、面積は1,912㎡です。農地売買等事業により引き渡しを行う日は令和5年12月22日を予定しています。 整理番号555、所有権の移転を受けるものは猪田の〇〇株式会社代表取締役〇〇さん、所有権を移転するものは松阪市の公益財団法人三重県農林水産支援センター代表理事 村上亘さん、所有権を移転する土地は法花地内の田1筆、面積は859㎡です。農地売買等事業により引き渡しを行う日は令和5年12月5日を予定しています。 以上の農地利用集積計画の内容は伊賀市の基本構想に適合しており、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、耕作すべき農用地のすべてについて耕作を行うと認められ、また耕作に必要な農作業についても常時従事すると認められます。いずれの対象農地も効率的に利用することが認められ、対象農地の関係権利者全ての同意が得られており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。以上が農地利用集積計画の説明となります。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第7号について、計画案のとおり意見の決定をすることに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第7号「農用地利用集積計画について」は、計画案のとおり意見の決定をすることとします。
議 長	以上で、本日の議案の審議及び報告事項はすべて終了いたしました。ここで休憩を取ります。
議 長	続きましてその他の項の1「視察研修について」、事務局は説明してください。
事務局	説明
議 長	説明が終わりました。ご質問はございませんか。
議 長	ご質問が無いようですので、「視察研修について」は説明のとおりご承知おきください。
議 長	続きましてその他の項の2「農地転用許可事務の適正化及び簡素化の通知について」、事務局は説明してください。

事務局	説明
議 長	説明が終わりました。ご発言はございませんか。
議 長	ご発言が無いようですので、「農地転用許可事務の適正化及び簡素化の通知について」は説明のとおりご承知おきください。
議 長	この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。
議 長	よろしいですか。続きまして、事務局から事務連絡はありますか。
事務局	次回の情報交換会のスピーチは、3番、新居・三田・諏訪地区の森田委員、4番、府中地区の高田委員を予定していますので、準備をお願いします。
議 長	他にございませんか。 次回の総会は、12月8日（金）13時半から伊賀市役所2階202・203会議室で開催いたします。 以上をもちまして、伊賀市農業委員会第5回総会を閉会いたします。

会長は議事録を作成し、議事録署名者とともに署名する。

令和 6年 6月10日

会長

坂本 榮二

⑨

議事録署名者

中原 宏

⑨

議事録署名者

福岡 健二

⑨